

平成26年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第5210号 著作権侵害差止等請求事件

口頭弁論終結日 平成26年2月6日

判 決

東京都文京区<以下略>

原 告 株式会社ビーエスエス

東京都江東区<以下略>

被 告 インターナショナル・システム・サービス株式会社

同訴訟代理人弁護士 池 田 浩 一 郎

主 文

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告の著作物であるBSS-PACK製品について、著作者名を「株式会社ビーエスエス」と表示せよ。
- 2 被告は、原告の著作物であるBSS-PACK製品に、BSS-PACK以外の「ISS-PACK」などの名称を使用してはならない。
- 3 被告は、保有するBSS-PACKの全ソースコードのうち中核部（ミドルソフト）の営業秘密プログラムの「Sct susin」のプログラムの記述を一切変更してはならない。
- 4 原告がBSS-PACKの著作者であることを確保するため、上記3のプログラムを被告が変更して譲渡等している場合にはその記述を元に戻し、これを媒体に書き出して被告の責任において全譲渡先に再配付せよ。
- 5 BSS-PACK製品が原告の著作であることの名誉を回復するため、別

紙謝罪文を日本経済新聞全国版に掲載せよ。

- 6 被告は、原告に対し、160万円及びこれに対する平成25年5月17日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、原告が、「BSS-PACK」という統合業務管理パッケージのソフトウェア製品（以下「BSS-PACK製品」という。）に含まれる別紙原告営業秘密プログラム目録記載1(1)～(7)の7本のプログラム（以下「原告各プログラム」という。）の著作権人格権を有するところ、被告が、BSS-PACK製品について、同目録記載1(2)のプログラム（以下「原告プログラム(2)」という。）のソースコードの記述を変更し、ISS-PACKという名称を付し、原告名を表示せずに販売し、原告の著作権人格権（同一性保持権及び氏名表示権）を侵害したとして、著作権法112条1項及び2項に基づき、① BSS-PACK製品につき、著作者名を「株式会社ビーエスエス」と表示すること、② BSS-PACK製品に、BSS-PACK以外の名称を使用しないこと、③ 原告プログラム(2)の記述を一切変更してはならないこと、④ 同プログラムを被告が変更して譲渡等している場合にはその記述を元に戻し、これを媒体に書き出して被告の責任において全譲渡先に再配付すること、また、⑤ 同法115条に基づき謝罪文を掲載することを求めるとともに、⑥ 著作権人格権侵害の不法行為に基づく損害賠償金160万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成25年5月17日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 争いのない事実等（各項目末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実を含む。）

### (1) 当事者

原告は、ソフトウェア開発とその販売等を目的とする株式会社である。

被告は、情報処理技術やシステムの開発設計販売及びプログラミングの  
販売サービス等を目的とする株式会社である。

(2) 著作権登録等（甲7，乙1の1～5）

ア 原告は、BSS-PACKシステムを開発してBSS-PACK製品  
として製品化し、同システムに関連する下記の各題号のプログラムにつ  
いて、原告を著作者とするプログラム著作物として著作権登録を経た  
（以下、これらのプログラムを「本件各登録プログラム」と総称し、順  
に、「本件登録プログラム1」、「本件登録プログラム2」などとい  
う。）。

(ア) BSS-PACKクライアント（メニュークリエイト）

表示番号 P第4574号

登録日 平成7年10月16日

(イ) BSS-PACKサーバー（UNIX）

表示番号 P第4724号

登録日 平成8年1月16日

(ウ) BSS-PACKサーバー（Windows NT版）

表示番号 P第5363号

登録日 平成9年3月14日

(エ) 部品マイスター

表示番号 P第5814号

登録日 平成10年2月13日

(オ) 部品ビュー

表示番号 P第6339号

登録日 平成11年5月13日

イ 本件各登録プログラムの各著作権は、金融機関や被告を譲渡担保権者  
とする譲渡担保の対象として移転されるなどしたが、本件登録プログラ

ム1～3及び5については平成18年2月1日に、本件登録プログラム4については同年9月27日に、原告に移転した。さらに、原告は、各著作権を株式会社サンライズ・テクノロジーに譲渡し（以下「本件譲渡」という。）、その後の移転を経て、現在は日本電子計算株式会社が各著作権を保有している。

(3) 被告による販売（乙2，弁論の全趣旨）

被告は、平成18年8月1日より前に、ISS-PACKという名称の統合業務管理パッケージのソフトウェア製品を販売していた。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、(1) 原告各プログラムの創作性（争点1）、(2) 被告による著作者人格権侵害の有無（争点2）、(3) 被告の賠償すべき損害額（争点3）である。

(1) 争点1（原告各プログラムの創作性）について

（原告の主張）

BSS-PACKシステムは、① ソフトウェア部品群（実際の業務処理を行うための膨大な量のプログラムでありそれぞれ三相構造を有するもの）、② 関数インターフェース部（ソフトウェア部品の三相間の連動を主目的とするプログラム）、③ OSインターフェース部（特定のOSに対応し、OSごとの特殊性を吸収してソフトウェア部品群の動作に影響が出ないようにするプログラム）及び④ 営業秘密部から成る。原告各プログラムは営業秘密部を構成する7本のプログラムで、全てのBSS-PACK製品に共通するものであり、その内容は別紙原告営業秘密プログラム目録記載2のとおりであって、次のとおり、いずれも創作性を有する。

すなわち、原告各プログラムは、ソフトウェア部品群、関数インターフェース部及びOSインターフェース部の働きをそれらのプログラムの背後でコントロールしてシステムを全体として有機的に稼働させるための特別

なプログラムであり、業務処理を行うソフトウェア部品群を実際に稼働させるためには原告各プログラムが不可欠である。原告各プログラムは、著作権法10条3項の規約や解法に該当せず、ありふれた業務処理の定型性もない、原告の創作プログラムである。

従前の同種ソフトウェアには営業秘密部に該当するプログラムがなかったが、このようなソフトウェアは実際の運用に混乱が生じやすく、大規模な企業基幹システムとしての利用には障害が多かった。これに対し、BSS-PACKシステムは、独創的で創造的な原告各プログラムが稼働することにより、業務処理を行うプログラムであるソフトウェア部品群が何千本に増えたとしても問題なく稼働するという、極めて画期的で革命的なものである。

(被告の主張)

原告各プログラムはその記述が思想又は感情を創作的に表現したものとはいえないから、創作性があるとはいえない。

(2) 争点2 (被告による著作者人格権侵害の有無) について

(原告の主張)

ア 被告は、平成18年8月2日以降、BSS-PACK製品について、  
(ア) 原告プログラム(2)の中のハードロックチェックプログラムの記述を削除するなどして変更し、(イ) ISS-PACKとの名称を付して、(ウ) 著作者である原告の氏名を表示せずに、ISS-PACK製品として販売した。

BSS-PACKシステムを構成するソフトウェア部品群は、ハードロックキーを装着するか、原告プログラム(2)のソースコードの記述を変更するかしないかと稼働しないにもかかわらず、同日以降原告に対してハードロックキーの注文がなく、被告が原告プログラム(2)の記述を変更したことが明らかである。

イ 原告は、被告に対し、平成18年8月1日までの被告の行為について  
著作者人格権を行使しない旨の許諾をしていたが、同月2日以降はこの  
ような許諾をしていないから、上記(ア)(イ)は同一性保持権を、上記  
(ウ)は氏名表示権を、それぞれ侵害する。

ウ 原告各プログラムは本件各登録プログラムとは別のプログラムであ  
り、本件譲渡の対象となっていない。

(被告の主張)

ア 被告は、平成18年8月2日以降にISS-PACKという製品を販  
売していないし、原告プログラム(2)の記述の変更もしていない。

ISS-PACKの名称は、商品名としてブランド化された名称であ  
り、被告のみならず、株式会社サンライズ・テクノロジー及び日本電子  
計算株式会社も使用しているから、同日以降にISS-PACKという  
名称の製品が販売されているとしても、被告が販売したものではない。

イ 本件譲渡は、各著作権の譲受人がBSS-PACK製品を販売するた  
めにされたものであるから、原告各プログラムは本件各登録プログラム  
に含まれている。原告が著作者人格権を行使するのは本件譲渡の趣旨に  
反する。

(3) 争点3 (被告の賠償すべき損害額) について

(原告の主張)

平成18年8月2日から平成25年3月1日までの上記(2)の著作者人格  
権侵害により原告に生じた損害は、160万円である。

(被告の主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1 (原告各プログラムの創作性) について

原告は、原告各プログラムがプログラムの著作物 (著作権法10条1項9

号) に当たると主張する。

- (1) 著作権法上保護される「著作物」というためには、思想又は感情を創作的に表現したものであることを要する（著作権法2条1項1号）ところ、プログラムは、「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」（同項10号の2）であり、所定のプログラム言語、規約及び解法（同法10条3項）に制約を受けながら、コンピュータに対する指令をどのように表現するか、その指令の表現をどのように組み合わせ、どのような表現順序とするかなどについて、保護されるべき作成者の個性（創作性）が表れることになる。

以上によれば、プログラムに創作性があるというためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅があり、かつ、それがありふれた表現ではなく、プログラム作成者の個性、すなわち、表現上の創作性が表れていることを要するものと解される。

- (2) 原告は、原告各プログラムについて、BSS-PACKシステムを構成する各部分の働きをコントロールしてシステム全体を稼働させる特別なプログラムであって、定型性のない原告の創作プログラムであり、極めて画期的なものであると主張するが、原告の主張からは、指令の表現自体、指令の表現の組合せ、表現順序等について、具体的にどのような表現上の創作性が表れているのかが明らかではないし、本件全証拠によっても、原告各プログラムに表現上の創作性があると認めることはできない。
- (3) したがって、原告各プログラムが「著作物」に当たるということはできない。

## 2 争点2（被告による著作者人格権侵害の有無）について

- (1) 原告は、被告が、平成18年8月2日以降、BSS-PACK製品につ

いて、(ア) 原告プログラム(2)の記述を変更し、(イ) I S S - P A C Kとの名称を付して、(ウ) 原告名を表示せずに、I S S - P A C K製品として販売したことが、原告各プログラムの同一性保持権及び氏名表示権の侵害に当たると主張する。原告の主張のうち、(ア)の記述の変更については、原告が原告プログラム(2)のソースコードその他具体的な表現自体を明らかにしない以上、表現上の本質的特徴を維持しつつその外面的な表現形式に改変を加えたものであるかが明らかではないし、また、(イ)の名称の変更については、原告各プログラムはソフトウェア製品の一部を構成するプログラムにすぎず、ソフトウェア製品全体の名称を変更することが原告各プログラムの同一性保持権侵害に当たると解することは困難であるが、これらの点はひとまずおき、被告が同日以降にB S S - P A C K製品をI S S - P A C K製品との名称で販売したとの原告主張の事実が認められるか否かを検討する。

証拠(甲11の1及び2, 19, 乙2, 3)及び弁論の全趣旨によれば、被告が平成15年頃に作成した「I S S - P A C Kのご紹介」との文書(甲11の1, 乙2)が過去にインターネット上に公開されていたこと及び平成25年2月当時のN T C社のホームページ(甲11の2)の「ソフト開発」欄に「I S S - P A C K」という製品が掲載され、同社の「会社案内」欄に仕入先のうちの一社として被告の名称が掲載されていることが認められるが、これらはいずれも、被告が、平成18年8月2日以降にB S S - P A C K製品をI S S - P A C K製品として販売したことを裏付けるものではない。また、被告代表者作成の陳述書(甲13)及び日本電子計算株式会社作成の回答書(甲20)に「I S S - P A C K」との製品名が記載されているが、これらの文書中に被告が同日以降同製品を販売したことをうかがわせる記載はない。

以上によれば、被告が同日以降B S S - P A C K製品をI S S - P A C



K製品として販売したとは認められず、これを前提とする原告の上記主張はいずれも失当である。

(2) よって、仮に原告各プログラムが著作物に当たるとしても、被告が原告の氏名表示権及び同一性保持権を侵害した事実は認められない。

3 以上のとおりであるから、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求には理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 長 谷 川 浩 二

裁判官 清 野 正 彦

裁判官 高 橋 彩

別紙 謝罪文

## お詫び

弊社製品として販売しています I S S - P A C K は、株式会社ビーエスエスが著作者である B S S - P A C K の名称を改題したものです。

I S S - P A C K の正式名称は、B S S - P A C K です。

株式会社ビーエスエスとの契約終了後も、同社に無断で I S S - P A C K の名称を使用し続け、株式会社ビーエスエス及びその関係各位に対し、多大なるご迷惑をおかけいたしました。ここに謹んでお詫びを申し上げます。

弊社製品をご利用頂いていますお客様には著作者名及びその製品名に対する誤解を与えましたことを深くお詫び申し上げます。

また、株式会社ビーエスエスが開示していなかった営業秘密のプログラムのソースコードを保有し、これを改変して I S S - P A C K として販売していました。株式会社ビーエスエス及びその関係各位に多大な損害を与えましたことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

弊社は、I S S - P A C K の名を冠した製品及び B S S - P A C K の営業秘密のソースコードなどをすべて廃棄し、今後一切これらを販売など致しませんことを謹んでお知らせ申し上げます。

平成 2 5 年 ○ 月 ○ 日

インターナショナル・システム・サービス株式会社

(別紙)

## 原告営業秘密プログラム目録

### プログラム名称とその機能等

株式会社ビーエスエスが開発し発売したBSS-PACK製品が共通して使用中核部（ミドルソフト）の「その他（営業秘密）」プログラムは次のとおりである。

#### 1 プログラム名称

- (1) SSDBaccs
- (2) SCtsusin (ハードロックチェック機能)
- (3) SCpjkt su
- (4) SCbra
- (5) SCUSRbra
- (6) BPPRINT
- (7) SDaemon

#### 2 その機能

##### (1) SSDBaccs

どのDBMSに対応すべきかの指令がまとめられているプログラムである。これにより、複数種のDBMSへの対応が可能となる。

##### (2) SCtsusin

個々のソフトウェア部品の三相間，ソフトウェア部品とDBMS間，クライアントとサーバー間などの通信時に必要となる各種機能をまとめている。特に，ソフトウェア部品の三相構造が稼動するためには必須の機能である。その内容は，必ず使用される初期処理及び環境変数の取得時におけるハードロックキー装着チェック機能が含まれている重要なプログラムである。

##### (3) SCpjkt su

BSS-PACKは業務分類（販売管理，仕入管理，一般会計管理等）ごとにDBをも

っている（分散DBサーバー）ことにより、ソフトウェア部品を実行して業務処理を行うにあたりどのDBにデータを書き込むかの振り分け機能のあるプログラムである。同時に分散しているDBサーバーを統合し、一つのDBサーバーであるかのように機能させるプログラムである。

#### (4) SC b r a

BSS-PACKの業務分類ごとのDBの識別名（ヘッダー）を受信するための機能をするプログラムである。SCP j k t s uと対になって働く。

#### (5) SCUSR b r a

BSS-PACK以外に設置された外部DBにアクセスし、これを取り込むための機能をするプログラムである。BSS-PACKの稼動範囲を拡大するために必要である。

#### (6) B P P R I N T

個々のソフトウェア部品の帳票印刷を制御するための機能があるプログラムである。

#### (7) S D a e m o n

株式会社ビーエスエスが開発したBSS-PACK用の通信デーモンである。個々のソフトウェア部品の三相間の通信制御を行う機能で、(2) SC t s u s i nと関連してBSS-PACK中核部（ミドルソフト）の頭脳から発せられ、関数インターフェース部の働きを制御する神経伝達物質的な役割を果たすものである。間接的にハードロックチェック機能があり、営業秘密機能の中心的な役割を果たしている。

### 3 まとめ

現在、上記7本のプログラムの著作権（複製権、譲渡権等）はソフトウェア部品株式会社が保有する。これらのプログラムは、相互に関連してあって機能する。特に(2) SC t s u s i nにはハードロックチェックのコーディングがあり、これを変更したり切除などしたりして無力化した場合、ソフトウェア部品株式会社が本来得るべき著作権収入が得られらなくなる。